

令和4年6月定例会一般質問

通告3

質問 コロナ対応地方創生臨時交付金の使途と町民公募について

答弁 幅広く情報収集のうえ対応してまいります

18番 松村 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

18番、松村康弘でございます。このたびは3点の質問を準備いたしました。

1点目でございます。コロナ対応地方創生臨時交付金の使途と町民公募についてお尋ねいたします。さて、新型コロナの蔓延が始まって3年目の夏を迎えようとしています。空港のある町として、東京札幌から始まる感染はすぐに中標津でも始まると思われましたが、1年間、その発生を見ませんでした。今日においては屋外におけるマスク着用義務の緩和など、ウィズコロナの試みが始まっています。そのような状況下の当町において、コロナ対策地方創生臨時交付金2億7,696万の交付枠を受け取るための企画について、職員からのアイデア募集が行われているが、なかなか対応できてない旨、常任委員会や特別委員会において聞きました。各部局におけるコロナ対応の対策や貧困世帯に対する給付措置については、現課としては出尽くしているところでしょうか。



以前この席で、もしお金があったら何をしなくてはならないか。財政のゆるくない今こそ足元を見詰めて、しっかり考えておくべきではなかろうかという提起をいたしました。では、全町的に見て、コロナ禍によって阻害された地域振興や経済発展についての可能性を取り戻そうという試みは、どのように議論され企画され計画に載せられようとしているのか。町民の皆さんはどのように思っていると思いますか。行政はお金がないしなように流れていくしかないんじゃないか。そう思っている方が多いのではなかろうかと感じるのですが、ここに、コロナ対策と地域振興を複眼的に見据えた国からの交付金が2億7,696万円、可能性としてあるというお話を町民に開示すれば、必ず仕事や現場からの声が上がってくるのかと考えます。

それを実行していくのは単に行政内部のすり合わせにとどまらず、民間の同意と積極的な応援をいただくという、我が行政の体制としては極めてなじみの薄い挑戦になると思い

ますが、かねてからの懸案である企業誘致やふるさと納税、長期滞在観光客の大幅増強につながる体制強化が見えてまいります。

この際、ぜひ町民に対して協働を求め、新たな企画を募るべきと考えますが、いかがなものでしょうか。1点目の質問でございます。

【答弁：町長】

松村議員御質問のコロナ対応地方創生臨時交付金の使途と町民公募について御答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するとともに、大きくその影響を受ける地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るために創設された交付金でありまして、令和2年度から令和3年度の本町の交付金の総額は10億6,662万6,000円となっており、これまで感染拡大防止と経済活動両面に対し、関係団体等との意見交換や町内の状況などを調査の上、さまざまな事業に活用し対策を講じてきたところであります。

本年度におきましては、感染拡大防止対策及び経済対策などの通常分臨時交付金1億6,772万5,000円のうち、当初予算において6つの事業に充当し、また、本定例会において新たに5つの事業への充当を予定したところであります。

さらに、本年4月26日に開催されました第2回原油価格物価高騰等に関する関係閣僚会議において取りまとめられた、コロナ禍における原油価格物価高騰等総合緊急対策として、新たに1億3,203万4,000円が配分されたところであり、原油価格や物価高騰等によって経済的に厳しい環境に置かれた生活者や、特に影響の受ける業種の事業者等に対して、物価高騰による影響の緩和をするための緊急かつ直接的な支援を目的とした交付金の趣旨に沿って、今後時機を逸することなく迅速かつ的確に対応をしてまいります。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、感染防止対策など、スピード感をもって対応する必要があるため、地域の実情に応じて自治体の判断、裁量により活用できる反面、事業内容が交付金の趣旨に沿うものか検証の上、住民に対し説明責任が求められるものであります。

今後の活用に当たりましても御質問の趣旨を踏まえ、幅広く情報収集の上対応してまいりますので、御理解をお願い申し上げます。

質問 交付金の使途に対する提案について

答弁 活用方法は創意と工夫をもち検討をしてみたいです

18番 松村 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

18番、松村康弘でございます。2点目の質問でございます。この交付金の使途に対する提案について質問をいたします。

さて、お金がないからできないこと。3月の予算委員会において森林公園内のロッジの改修について断熱材を付与し、冬季間も使用できる設計に変えるべきではないかとお尋ねしましたが、そのつもりはないとの答弁でした。

今でこそ、お盆の夜にストーブをたく家というのはほとんど見受けられませんが、50年前はざらにありました。ここで強調したいのは、我が地域は夏でも採暖が必要な北海道における最も冷涼な地域であることの認識をしっかりとした上で、観光客に対する施設対応をしなければならないということであります。

私事ではありますが2021年の年末から2022年の年始にかけて、私の運営するお試し住宅に夫婦と子供2人の滞在がございました。東京から北海道に冬の休暇を過ごすためにインターネットでたくさんの情報を比較する中で、中標津の超高断熱住宅を選んでいただいたことに、強い誇りと自信を感じるものですが、思い返してみるとお試し暮らしの制度ができたころは、廃校になった教職員住宅なども受け入れ施設としてあったはずですが、しかし結果としてそれらは訪問客に選択されなくなり、なくなっていってしまいます。

目に見えづらい価値、断熱が実際に住んで体感されるのだとしみじみ思うものですが、森林公園のロッジ改修は、せめて100ミリのグラスウールを付与すべきではなかろうかと考えますが、これはコロナ交付金の対象にならないものでしょうか。そもそも人の集まるホテルに対して、戸建てのロッジを家族等で長期に使用されるような宿泊施設は感染リスクは絶対的に低いのであって、さらに最近ではスマホによるチェックインアウトも可能になるなど、小人数によるキャンプやロッジを利用した宿泊はますます増える傾向にあります。

一方で、我が地域では通年で少人数の長期の滞在に対応する宿泊施設は皆無に等しい状況にあります。中標津空港はピーチ航空の乗り入れについて釧路にも女満別にも遅れを取っています。国内外から再びの観光客を受け入れる体制を真剣に構想し民間に働きかけるこの時、通年で滞在できる、もし冬季間お客が来なくても水落としをせずに済む建物群を構想し整備していくことは、コロナ交付金の支出としては無理があるものではないでしょうか。

本来あるべきものの価値がまだまだ実現されていない現状において、年末年始を人口希薄地帯の中標津を選んで長期滞在いただいた東京の子育て真っ最中の御夫婦の選択には、我が地域が潜在的に持っていて、一方でそれに気づいていない価値があります。このような視点で、新たな観光宿泊施設を整備しようとする、このような思考を組み立てることについて、いささかのヒントになればという思いで提案いたしました。いかがでしょうか。

【答弁：町長】

2点目の御質問、交付金の使途に対する提案について御答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に伴い、一昨年来、観光需要が大きく落ち込んでおりましたが、先日、国が発表したマスク着用に関する基準の見直しや、訪日外国人観光客の受け入れ再開など、徐々にではありますが観光需要の回復に向けた動きが見られるようになってきました。

松村議員御指摘のとおり、当町は夏場でも冷涼な気候で過ごしやすい地域であり、首都圏や道央圏と結ぶ空港があり、地理的にも東北北海道の拠点として恵まれた環境にあると考えております。また、本州の方々にとって北海道の冬は厳しいイメージがあると思いますが、建物の断熱性能の良さを知っていただければ、冬場でも快適に過ごせることが理解していただけたらと思っております。地域の魅力や価値、他の地域の方々が求めるものなど、私たちが気づいていないものがまだまだ多くあると感じているところであります。新型コロナウイルス感染症の影響によって人々の行動や考え方が変化している中で、観光をはじめ、交流人口・関係人口の増加に向けてさまざまな場面で選択される町、地域を目指して行動していくことが重要だと考えております。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、1点目の御質問において御答弁申し上げましたとおり、感染拡大防止対策及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けた地域経済や住民生活を支援する目的で創設された交付金でありまして、観光宿泊施設の整備など、交付金の趣旨からしますと直接的な活用は難しいと考えますが、議員からいただきました御提案のように、さまざまな方向から活用について検討していくことは必要であると考えておりますので、本町の地域振興、観光需要の回復に向けた交付金の活用方法を、引き続き創意と工夫をもって検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

質問 審議会等の会議録を図書館において公開する事について

答弁 積極的な公開のあり方について検討してまいります

18番 松村 康弘 議員

【質問：松村 康弘 議員】

3点目の質問をいたします。審議会等の会議録を図書館において公開することについてお尋ねいたします。

過日、議会改革特別委員会の視察で浦幌町を訪問いたしました。事前のホームページの閲覧により、図書館において議会の常任委員会のほか、行政の組織の議事録も公開されており、教育委員会の会議録等を閲覧することができました。

本来、情報公開条例を根拠に閲覧を申し込めば事足りる事なのでしょうが、人口減少に悩み、議会議員のなり手もなかなかいない町が町民に町政のさまざまな場面で主体者意識を有していただく象徴的な試みとして、町のさまざまな機関や審議会、病院の経営にかかわる会議など、町民の関心は深いものがあるはずであり、一方で会議録の作成は音声変換システムの普及で容易となった昨今、ぜひ町民の知性の殿堂である図書館にブースを設け、会議録を公開できることはすばらしいと考えますが、町長の果敢たる答弁を期待いたします。

【答弁：町長】

松村議員の3点目、審議会等の会議録を図書館において公開することについて御答弁申し上げます。

町民が主体の自治を推進するためには、中標津町自治基本条例の基本理念に基づき、行政及び議会が持つ情報を積極的に公開説明することにより、町民と共有することが重要と考えております。

現状、教育委員会や農業委員会、まちづくり町民会議のほか、各委員会や審議会によっては、中標津町個人情報保護条例などの各種規定も遵守した上で、ホームページ等により会議録を公開しております。また、その公開に当たっては、各団体の非公開情報の規定に該当するものや、特に審議会にあつては率直な意見交換や意思決定の中立性が損なわれる恐れがある場合などには一部非公開とするなど、公開のあり方について、それぞれの議事内容を踏まえて、各団体が慎重に判断をしているところであります。

町民の知る権利を保障し、資料・情報の提供を通じて、町民の生涯学習を支える重要な施設である図書館においては、図書をはじめとするさまざまな資料を提供するため、資料

のバランスを考慮しつつ、リクエスト等も参考にしながら蔵書の充実を図っております。

その資料に関して定める中標津町図書館資料収集要綱では、地方公共団体が発行する資料の収集について、必要度が高いものを収集する旨規定されているところです。これまでも利用者のニーズの多様化・高度化に対応するため、蔵書の更新を進めているところですが、社会の変化や時代の流れとともに、図書館が担うべき社会的な役割も変化し、地域における情報センターとしての役割が求められていることも理解をしております。

会議録等の公開につきましては、引き続きホームページ等による公開に努め、併せて図書館での公開につきましては、指定管理者の中標津町文化スポーツ振興財団とも協議の上、蔵書管理状況や町民ニーズを踏まえ、議員御提言のブースの設置など積極的な公開のあり方について検討していきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。